

令和8年度

デジタル化支援事業費補助事業のご案内

この制度は、デジタル技術を導入し、生産性の向上、業務の効率化を図る区内中小企業の取り組みを支援するため、デジタル技術の導入にかかる経費の一部を補助するものです。

申請期間

令和8年4月1日～令和9年2月26日まで（必着）

補助額

補助対象経費の**2分の1**、上限額**50万円**（千円未満は切り捨て）

そのうち下記対象経費③ハードウェア購入費は、上限額**20万円**

※ネットワークやシステム構築の委託による機器の設置はハードウェア購入費に含まない。

対象経費

※消費税及び地方消費税相当分は除きます

- ①**ソフトウェア購入費**（会計ソフト、勤怠管理システムなど新規で導入するソフトウェア）
- ②**クラウドサービス等利用料**（新規導入に必要な費用、導入後1年間の利用料（年払いのみ））
- ③**ハードウェア購入費**（上記①、②を導入する際に使用するものに限る。）
- ④**デジタル化を行うため又はシステムを構築するための外注費**
- ⑤**デジタル技術の導入の方法を実証するため、専門家から技術指導を受ける場合にかかる人件費又は業務委託費**
- ⑥**葛飾区内の店舗等に設置するキャッシュレス決済機器の購入費及び利用料**

対象外経費

- × ハードウェア購入のみの経費、入れ替え経費
- × スマートフォン、ドライブレコーダー、防犯カメラなどのハードウェア購入費
- × ソフトウェア等の更新費、追加購入ライセンス費
- × エクセルやワードなどの基本的なソフトウェア
- × 診断書の内容と相違している経費、診断書に記載されていない経費
- × 補助金の申請前に購入した経費
- × ホームページ作成費、ECサイト作成費
- × デジタル化導入に関連しない経費（消耗品費、手数料、保険料など）
- × 葛飾区外の店舗等に設置するキャッシュレス決済機器の購入費及び利用料

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
(ただし東京信用保証協会による信用保証の対象外となる業種及びは除く。)
- 2 区内で引き続き1年以上事業を行っていること。
- 3 産業経済課が実施するIT相談を受け、デジタル化導入の診断書が発行されていること。
- 4 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税（区外在住の場合葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 5 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 6 令和8年度に本補助金の交付を受けていないこと。
- 7 葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの。こ

申請方法・書類

※補助金の申請前に必ずIT相談にお申込みいただき、デジタル化に対する診断書の交付を受けてください。

診断書交付後、事業開始前に申請してください。

- 1 葛飾区デジタル化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- 2 葛飾区デジタル化支援事業費事業計画書（第2号様式）
- 3 企業概要（第3号様式）
- 4 デジタル導入診断書
- 5 補助対象経費に係る見積書の写し
- 6 機器等を購入する場合、設置前の写真
- 7 補助対象経費の内容が分かる資料（パンフレットなど品名や型番が記載してあるもの）
- 8 個人事業主の場合、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し2年分
- 9 ・法人・・・前年度の法人住民税納税（非課税）証明書（※領収書等は不可）
・個人事業主・・・特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）

●交付申請書類の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか 1 階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

オンライン申請の場合：

下記のオンライン申請フォームにアクセスし、
必要事項を記入のうえ、申請書類を添付し、送信してください。

(交付申請フォーム URL) <https://logoform.jp/form/Ehiz/1516197>



実績報告書

導入後、支払いが完了しましたら、区に実績報告をしてください。
実績報告に必要な書類は以下の通りです。

- 1 葛飾区デジタル化支援事業費実績報告書（第 6 号様式）
- 2 請求書の写し
- 3 領収書の写し
- 4 機器購入の場合は設置後の写真

●実績報告書の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか 1 階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

オンライン申請の場合：

下記のオンライン申請フォームにアクセスし、必要事項を記入のうえ、
申請書類を添付し、送信してください。

(実績報告申請フォーム URL) <https://logoform.jp/form/Ehiz/1400532>



実績報告書の提出期限は令和 9 年 3 月 3 1 日までです。

提出期限までに必要書類の提出がない場合は、補助金の交付はできません。

補助金の請求

実績報告書の審査終了後、補助金交付決定通知書をお送りします。
決定通知書を受領されましたら、以下のいずれかにより、
区へ補助金の請求書（第9号様式）を提出してください。

●補助金請求書の提出先

郵送・持参の場合：

〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階
葛飾区 産業経済課 経営支援係

メール提出の場合：

051200@city.katsushika.lg.jp あてにメールで送付してください

交付申請書類・実績報告書・補助金請求書の様式は葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、産業経済課で配布いたします。

葛飾区トップページ> 産業・ビジネス・しごと> 事業者> 補助金・助成制度>
葛飾区デジタル化支援事業費補助金



お問い合わせ先

葛飾区 産業経済課 経営支援係

〒125-0062

葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか1階

電話 03（3838）5556